

南大阪医療生活協同組合との協議等議事録（要旨）

住吉区役所 総務課

1 日 時 令和 6 年 8 月 7 日（水） 午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 50 分

2 場 所 住之江区役所地下会議室

3 団 体 名 南大阪医療生活協同組合

4 協議等の趣旨 「憲法 9 条の碑」設置に関する要望

5 出 席 者

（団体側）9 名

（本 市）

住之江区役所 1 名

住吉区役所 1 名

6 議 事

団体要望概要

- ・「[行政財産の目的外使用許可に係る審査基準](#)」にどのような点が基準を満たしていないのか教えてほしい。
- ・憲法を広めていくのは自治体の役目であるため、審査基準の「エ」に該当すると思われるが、なぜ該当しないのか。
- ・「9 条の碑」を設置している自治体もあるのに、大阪市内でできないことはないと思うが、審査基準以外の判断はないのか。
- ・「[平和都市宣言](#)」をしている大阪市長は積極的に平和都市の実現を目指していく立場であるため、審査基準「ク」の「その他市長が特に必要があると認めるとき」に該当すると思われるが、なぜ該当しないのか。市長に確認したのか。
- ・「平和都市宣言」に基づいて、具体的にどんな施策を実施しているのか聞かせてほしい。
- ・一時的なパネルの展示などは認めてもらえるのか。
- ・区役所が中心となって、区民に対して平和を訴える機会を毎年作っていただいたい。（意見のみ）

本市説明概要

- ・文書で回答させていただいたとおり、審査基準ア～クのすべてに該当しない
 - ・公共事業の用に供する場合に該当しないと考えている。どれだけ公共事業に必要かというところで、それをういまいと事業に支障が生じるといった場合などであり「憲法 9 条の碑」については該当しない。
- 憲法 9 条は絶対守る必要があると思うが、守ることと碑を建てることはイコールで

ない

- ・憲法は大事だが、公務員は憲法だけでなく、条例や規則に基づいて仕事をする立場にある。「憲法9条の碑」設置についても、審査基準に基づいて判断させていただく。
- ・市長に直接確認はしていないが、平和な社会の実現に向けて碑を設置することまでは言及していない。

平和が非常に大事であることは認識しているが、それと「憲法9条の碑」を設置する必要があるということは別問題である。

- ・「平和都市宣言」に基づいて、具体的にどんな施策を実施しているかは、区役所として把握していないため、回答しかねる。
- ・パネルの展示については、別の審査基準に基づいて判断することになる。

。